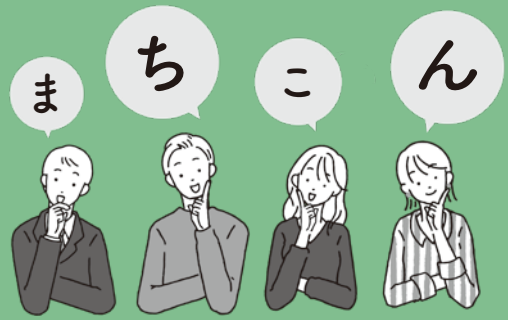


まちづくり★ 懇談会を開催します



名寄市町内会連合会主催により、市政に関する身近な意見交換の場として、「まちづくり懇談会」を開催します。市長と直接対話し、皆さまの声を今後のまちづくりに活かすことのできる場でもあります。ぜひこの機会に地域で抱えている課題や、まちづくりに関する提案などをお聞かせください。

とき	ところ
11月20日(月) 18:30～	名寄市役所名寄庁舎 4階大会議室 (大通南1)
11月22日(水) 18:30～	総合福祉センター 1階多目的ホール (西1南12)
11月27日(月) 13:30～	智恵文多目的研修センター 2階大集会室 (智恵文11線北2)
11月27日(月) 18:30～	名寄市役所風連庁舎 3階大会議室 (風連町西町196)

- ※今年度より一部会場を集約し市内4会場で開催いたします。
- ※所属町内会に関わらず、どの会場にもご参加いただけます。
- ※変更になる場合は、新聞・ホームページなどでお知らせします。



◀ 昨年のまち懇のようす

問い合わせ 町内会連合会事務局
(名寄庁舎3階総合政策部地域課題担当) ☎01654②2111 (内線3311)

お試しの電子タバコを 注文しすぐ解約を申し 出たがキャンセル不可!

名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575



動画サイトを見ていて「電子タバコお試し 2,980円」の広告が気になり「これを使えば禁煙できる」と思い、軽い気持ちで申込んだ。少し考え、必要ないと思い、解約チャットに入力した。翌日、妻から事業者者に電話で確認したところ解約になっていなかった。申し込み後すぐに解約したのに取り消しできない。どうしたらよいか。(50代 男性)



- ◆インターネット通販には、クーリングオフはありません。広告に契約内容、支払総額、解約・返品について書くこととされています。書いてある内容については、事業者のルールに従わなければなりません。
- ◆「お試し」「初回〇〇円」などの価格だけでなく、定期購入が条件になっていないか、継続期間や支払うことになる総額など契約内容をよく確認しましょう。
- ◆回数の縛りがない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前に連絡が必要」のように申請期間の制限、通常価格を支払う必要があるなど条件が定められているケースがあります。解約・返品の可否をしっかりと確認しましょう。



困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。